浜浦クリーン 収集廃棄物横流し

業務停止3日間 市が厳重処分

金日のスチール板

再生業者へ持ち込み換金

柏原市は、このほど、同市旭ヶ丘2丁目の有限会社浜浦クリーン（服部雅代表取締役）を事業系一般廃棄物収集運搬業務の許可条件違反で、3日間の同業務停止処分とした。6月30日、岡本泰明市長名で、同社あて通知した。停止期間は7月31日から8月2日まで。

柏原市の事業系一般廃棄物収集運搬業務については、昨年8月1日以降、従来の委託制から許可制となっている。現在、同社を含めて7社が許可を受けており、市内の事業所から排出された一般廃棄物は、すべて、同市と羽曳野市、藤井寺市の3市でつくる環境事業組合のクリーンセンターに搬入するのが許可条件。同市によると、㈲浜浦クリーンは、この許可条件に違反し、市内の事業所から収集した一般廃棄物の一部、スチール製の棚板10数枚を民間の廃棄物再生業者に搬入しているところを、またまクリーンセンターでの会議を終えて市役所に帰る途中の同市職員4人が目撃した。

同社や搬入を受けた再生業者への聞き取り調査の結果、この事実が確認されたことから、同市一般廃棄物収集運搬業者に係る行政処分に関する要綱に基づき、同審査委員会（委員長・辰巳英彦副市長）に諮問、その答申を得て今回の処分となった。

一般廃棄物の収集運搬等について規定した、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によると、第7条第11項で、廃棄物の収集運搬を行うことのできる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件を付すことができるとされ、この許可条件に違反したときは、同第7条の3第3号により、その業務の一部又は全部の停止を命じることができるとされている。

今回の㈲浜浦クリーンの許可条件違反行為に関し、市では同社と同時期に許可した他の6社についても聞き取り調査を実施したが、他の6社については、違反事実は確認できなかった。

柏原市では、家庭系一般廃棄物の収集運搬については委託制で処理しており、同社は、その委託先業者の一つだが、家庭系の一般廃棄物の収集運搬については、今回の処分の対象外。

市では、市内の環境保全と廃棄物収集運搬業務の適正実施のため、今後とも、このようなことのないように努め、違反行為などには厳正に対処していきたいとしている。

また、地域の人や市の関係者からは㈲浜浦クリーンは数10年前から西名阪道側道横のD商店にアルミ缶などの金になる物を、クリーンセンターに持ち込む前に降ろしていたとの証言がある。本社記者も数年前からD商店に持ち込んでいるのを確認している。

違反行為を犯した「浜浦」の廃棄物収集車

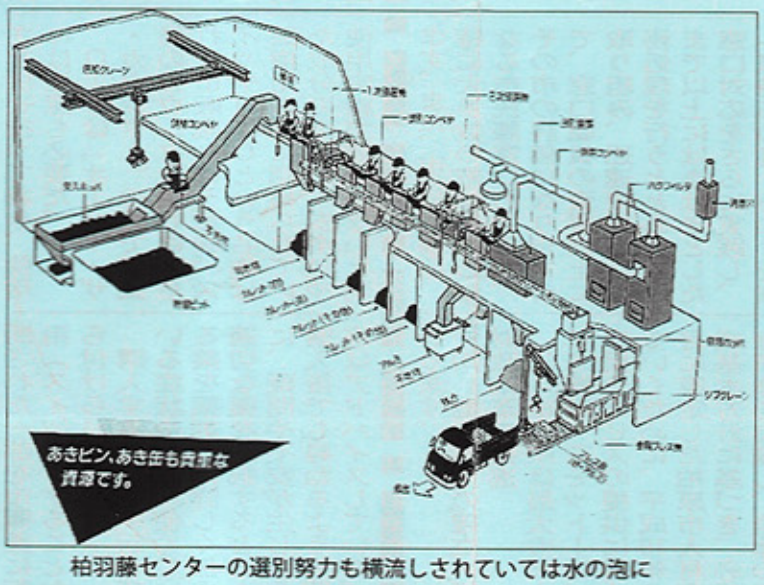

柏羽藤センターの選別努力も横流しされていては水の泡に

「まるで税金ドロボー」 呆れる市民

委託業務で市民から出てくる大事な資源を指定の場所に運ばず、途中で横流し（横領）することは大事な税金を横取りされたのと同じ。柏羽藤環境クリーンセンターでは資源有価物（スチール・アルミ）、破砕有価物（鉄・アルミ）、ガラス瓶、ペットボトルなどを分別し、業者に入札で売買している。柏原市や藤井寺市、羽曳野市は市民の負担金を少しでも少なくしようと、クリーンセンターでは努力をしている。19年度では五千八百三十四万八千八百二十四円、20年度四千六百四十三万四千五百九円の利益を出し、各市の負担を少しでも減らそうと努力しているというのに…。

㈲浜浦クリーンは柏原市内の60％以上の収集を行っている。大事な資源を横領して会社の利益にしていることは納税者としては許すことはできないと市民はカンカン。

同社の役員でもある浜浦佳子さんは、今年2月の市長選に出馬し「市の財政は緊急事態」「このままでは市民生活は成りたたない」「柏原の財政改革待ったなし」を掲げて選挙に打って出て落選した。財政が厳しいといいながら市民の大事な資源を横領していたとは、あきれて物も言えない。

浜浦佳子氏は市議会議員のときも環境保全課に圧力をかける様な行為もあった。最近では「見張り番」というチラシを各紙に折り込み、全市配布しているが、見張りを付けなくてはならないのはどなた？　とチラシを見た市民は、怒るよりも呆れ顔。

柏原新聞

発行所
柏原新聞社
柏原市安堂町1番29号
TEL(072)972-5181(代)
FAX(072)972-5182番
発行人　上田眞裕
Email：m-ueda@osaka.email.ne.jp

学校法人　玉手山学園
柏原市旭ヶ丘三丁目一一番一号
電話（本部）九七八一六六六一番
関西福祉科学大学
関西女子短期大学
関西医療技術専門学校
関西福祉科学大学高等学校
関西女子短期大学附属幼稚園